前橋市 病児・病後児保育施設の預かり基準
（新型コロナウイルス感染症に関わるもの）

令和５年１２月１８日制定
（１２月１８日利用分から）

利用予定児童等の状況	条件等
①児童本人の感染が判明した場合	発症日（無症状の場合は検体採取日）を０日として５日間経過し、かつ、熱が下がり、痰やのどの痛みなどの症状が軽快して２４時間が経過するまでは利用することはできません。
②児童本人に発熱等の風邪様症状がみられる場合	かかりつけ医等に受診して病児保育施設での受け入れが可能な感染症であることの診断が確定し、診療情報提供書においてそのことが確認できた場合は利用することができます。 （かかりつけ医の判断で PCR 検査又は抗原検査を行う場合があります。※検査の実施の必要性の有無はかかりつけ医が判断します。かかりつけ医に受診の際には周囲の新型コロナウイルス感染症の発生状況についても必ずお伝えください。）
③児童が通う学校が陽性者の発生に伴い学級閉鎖している場合	学級閉鎖期間中は、自宅待機期間であるため、利用することはできません。

※　利用児童の状況を踏まえ、感染リスクが特に懸念されるようなケースでは、各施設の判断で受入れをお断りする場合もあります（利用規約第９条第２号及び第６号）。